

苫小牧工業高等専門学校における文部科学大臣が定める
学修に基づく単位認定に関する規程

規則第62号

制 定	平成18年5月11日
一部改正	平成19年4月1日
一部改正	平成20年4月1日
一部改正	平成22年1月19日
一部改正	平成24年2月14日
一部改正	平成26年3月13日
一部改正	平成27年2月9日
一部改正	平成28年4月19日
一部改正	平成29年2月27日
一部改正	平成30年12月18日
一部改正	平成31年2月28日
一部改正	令和2年1月22日
一部改正	令和2年11月18日
一部改正	令和3年12月14日
一部改正	令和5年2月24日

(趣旨)

第1条 苫小牧工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第30条の規定に基づき、文部科学大臣が定める知識及び技能に関する審査（以下「知識・技能審査」という。）における成果に係る学修による単位認定に関し、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 本校において、単位の修得を認定することができる知識・技能審査における成果に係る学修は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(認定の申請)

第3条 本校在学中、知識・技能審査における成果に係る学修によって単位修得の認定を希望する者は、知識・技能審査における成果に係る学修による単位認定申請書（別紙第1号様式）に成果を証明する書類を添えて校長に提出しなければならない。また、学則第14条第2項に定める授業科目の単位認定申請書提出期間は原則として申請科目の開設学年のみとする。

(単位の認定)

第4条 知識・技能審査における成果に係る学修による修得単位数の取り扱いは、次の各号によるものとする。

- 一 知識・技能審査における成果に係る学修による修得単位の認定は、別表第1及び別表第2のとおりとする。なお、別表第1の学修については一般科目の単位、別表第2

の学修については専門科目の単位として認定する。

- 二 第一号により単位認定をされた者が、さらに上級の知識・技能審査における成果に係る学修を修めた場合は、すでに認定された修得単位数と当該の成果に係る学修の差を修得単位として認定するものとする。
- 三 実用英語技能検定、国際コミュニケーション英語能力テスト（TOEIC）及びTOEFLテストにおいては、いずれかの成果に係る学修による単位認定をされた者が、後に学修した成果に係る学修を修めた場合は、すでに認定された修得単位数と当該の成果に係る学修の差を修得単位として認定するものとする。

（認定された単位の取り扱い等）

第5条 前条により修得を認定する単位の取扱いは、次の各号によるものとする。

- 一 卒業認定単位数に含むものは、本校学則第14条第2項に定める授業科目の原則として第4学年及び第5学年に開設する科目の単位数に限るものとする。
- 二 第一号により科目を単位認定された者は、当該科目の授業への出席義務を免除することができる。ただし、この規定を適用せず授業により単位を修得する者については、知識・技能審査における成果に係る学修による修得単位は前号の取扱いによるものとする。
- 三 第一号により科目を単位認定された者が、授業の聴講を希望する場合はこれを認める。ただし、その場合は継続して聴講しなければならない。
- 四 単位を修得した者の科目及び単位数については、本人の申請による変更を認めない。
- 五 単位を修得した者が、認定学年を原級留置となった場合は、次年度以降に認定結果を継続し、再度の単位認定申請書の提出を必要としない。ただし、学級担任教員並びに科目担当教員へ該当する単位認定科目について報告しなければならない。
- 六 単位を修得した者が、認定学年を修了できずに退学した場合は、該当する認定単位を取り消すものとする。

（審査）

第6条 知識・技能審査における成果に係る学修による単位修得の認定は、教務委員会の審議に基づき、知識・技能審査における成果に係る学修による単位認定書（別紙第2号様式）により校長が行う。

（評価）

第7条 前条によって修得を認定された科目の評価は「秀」、評点は「90点」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成18年5月11日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行により、苫小牧工業高等専門学校における文部科学大臣認定技能審査の合格に基づく単位認定に関する内規（平成9年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年1月19日から施行し、平成19年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行日にかかわらず、単位認定は学修年月日における別表第1及び別表第2を適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行日にかかわらず、単位認定は学修年月日における別表1及び別表2を適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月19日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この規程施行日にかかわらず、単位認定は学修年月日における別表第1及び別表第2を適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行日にかかわらず、単位認定は学修年月日における別表1及び別表2を適用する。
- 3 平成28年3月31日に在籍する者及び平成30年度までに編入学した者の別表第1（海外学術交流協定校研修プログラムを除く）及び別表第2の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(削 除)

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行日にかかわらず、単位認定は学修年月日における別表1及び別表2を適用する。
- 3 この規程施行日にかかわらず、平成27年度以前に入学した者、平成29年度以前に入学した外国人留学生及び平成30年度以前に編入学した者の別表第1（海外学術交流協定校研修プログラムを除く）及び別表第2の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行日にかかわらず、単位認定は学修年月日における別表1及び別表2を適用する。
- 3 この規程施行日にかかわらず、平成27年度以前に入学した者、平成29年度以前に入学した外国人留学生及び平成30年度以前に編入学した者の別表第1（海外学術交流協定校研修プログラムを除く）及び別表第2の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年11月18日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

- 2 この規程施行日にかかわらず、単位認定は学修年月日における別表1及び別表2を適用する。
- 3 この規程施行日にかかわらず、平成27年度以前に入学した者、平成29年度以前に入学した外国人留学生及び平成30年度以前に編入学した者の別表第1（海外学術交流協定校研修プログラムを除く）及び別表第2の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行日にかかわらず、令和3年度以前の学則別表第2が適用となる者の別表第1及び別表第2の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行し、令和2年度に第1学年に入学した者から適用する。
- 2 この規程施行日にかかわらず、平成31年度以前に入学した者、令和3年度以前に入学した外国人留学生及び令和4年度以前に編入学した者の学業成績の評語は、改正後の規程第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。